「自己資本の構成に関する開示」

<みずほフィナンシャルグループ> 平成25年3月末

平成25年3月末 	【連結】	(単位	<u>立:百万円、%)</u>
項目		経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
普通株式に係る株主資本の額 「これ」第一本の表現が第一本制金金の標準	4,720,405		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,987,127		1a
うち、利益剰余金の額	1,814,331		2
うち、自己株式の額(Δ) うち、社外流出予定額(Δ)	4,661 76.392		1c 26
うち、上記以外に該当するものの額	70,392		20
普通株式に係る新株予約権の額	2.687		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		752,533	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	11,042		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	68,282		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第2項)により普通	68,282		
株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	,		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	4,802,418		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		200.025	0.0
「うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額		399,235	8+9 8
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		128,902 270.332	9
		21,662	10
保延代立員住(「时左共に床るものと序へ。)の領 繰延へッジ損益の額	_	84.634	11
適格引当金不足額	_	31,284	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	3,837	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_	14
前払年金費用の額	I	270,563	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	2,589	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	1	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	_	248,374	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関 連するものの額	-	_	19
) 連ゅるものの領 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するも			
のの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関			00
連するものの額	=	_	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するも	_	_	24
のの額		_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_	25
その他Tier1 資本不足額	_		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	_		28
<u>普通株式等Tier1 資本</u> 普通株式等Tier1 資本の額((イ)ー(ロ))(ハ)	4 000 410		29
古世体式等Tier1 夏本の領(イ) (イ))(ハ) その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)	4,802,418		29
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		21h
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	_		32 30
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	12,037		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,874,825		33+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の	1,874,825		33
額	1,074,020		00
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行	_		35
する資本調達手段の額	A 00 000		
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第4項)に	△ 90,329		
よりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	△ 90,329		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)	1,796,533		36
その他Tier1 資本に係る調整項目	1,700,000		30
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	_	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		3,352	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	_	77,938	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	112,883		
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第4項)によりその他Tier1	112,883		
資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			40
Tier2 資本不足額	110,000		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) その他Tier1 資本	112,883		43
ての他Tier1 資本 その他Tier1 資本の額((ニ)ー(ホ)) (へ)	1,683,650		44
Tier1 資本の銀((二) = (N/) (ベ)	1,000,000		77
Tier1 資本の額((ハ)+(へ))(ト)	6,486,068		45
THE STATE OF THE S	5, .50,000		

1

出番号 日本		【連結】	(単位	<u>立:百万円、%)</u>
Tuc2 資本制速手段に係る動性を対権の額	項目			国際様式の該 当番号
Turz/ 資本部選手段に係の負債の額	Tier2 資本に係る基礎項目(4)			
Truct 文本記述手段(生命)量位の報 特別目的会社学の発行するTruct 文本記述手段の題 「153,350 48-44 万ち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本認述手段の 超 万ち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本認述手段の 超 万ち、銀行持株会社の連絡下法人等(銀行持株会社の特別目的会社等の条行する資本認述手段の 超 第55、銀行持株会社の連絡下法人等(銀行持株会社の特別目的会社等の条行する資本認述手段の 68 5061 5061 5061 5061 5061 5061 5061 5061		-		
1m2 東本語達主記(1kの 5回 1m2		_		46
Tor2 資本に係る観整後少数株主持分等の観				
通格旧下Ine2 資本開達手段の館のうち下四と資本に係る基礎項目の額に含まれる額 1.518.354 47-49 155、銀行特株会社仅の維持手株会社の特別目的会社を除く。)の発行す 3.58.207 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 47 49 3.58.307 48 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50				40.40
153,銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本課達手段の 銀				
188		1,318,334		47749
「	額	153,207		47
55. 一般資利引当金Tie-2 算入額	る資本調達手段の額			
55、適格引当金1me2 算入額				
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に第入されるものの額の合計額 503.197	つち、一般貞倒引当金 Herz 昇入組	5,081		
その他の包括利益集計額に係る経過措置(自己資本比率改正各示辨則第5条第4項)に より旧で資本に係る基礎項目の額(手)		502 107		300
はりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2 資本に係る調整項目 自己保有Tier2 資本調達手段の額	よりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
自己保有Tier2 資本調達手段の額 52 登図的に保存している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額 53 分数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額 224,777 54 54 54 54 54 55 55 55 55 55 55 55 55		2,031,939		51
三型的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額				52
- 224,777 54 - 24,777 54 - 26 の他金融機関等のTie-2 資本調達手段の額 - 224,777 54 - 26 の他金融機関等のTie-2 資本調達手段の額 - 35 - 35 - 35 - 35 - 35 - 35 - 35 - 35				
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額		_	224 777	
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 173,453 183項目に係る経過措置(自資本比率改正告示附則第7条第4項)によりTier2資本に (係る調整項目の額に算入されるものの額 173,453 173,45	その他会融機関等のTier2 資本調達手段の額	_		
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第4項)によりTier2資本に (不る調整項目の額に算入されるものの額 (不ら調整項目の額に算入されるものの額 (不)	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	173.453		
Tier2 資本 (係る調整項目の額(リ) 173,453 57 Tier2 資本 (所に) (リ) (ヌ) 1,858,485 58 整自己資本 (ト) (ト(ヌ) (ル) 8,344,554 59 リスク・アセット(5) 8,344,554 59 リスク・アセット(5) 8,344,554 59 リスク・アセット(5) 8,344,554 19,320・アセットの額に算入されるものの額の合計額 1,190,622 19を項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第4項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 1,190,622 19,2ク・アセットの額の合計額(ワ) 58,790,617 60 連結自己資本比率 (ル) (アラ)		-		
Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)		173 453		57
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)		110,100		
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル) リスク・アセット(5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)	1,858,485		58
フィーマント (5) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		8,344,554		59
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第4項)によりリスク・ア		1 100 600	· ·	T
セットの額に算入されるものの額		1,190,622		
Jスク・アセットの額の合計額 (ヲ) 連結自己資本比率 58,790,617 60 連結百直強大比率 61 連結百道株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ)) 8,16% 61 連結Tier1 比率((ト)/(ヲ)) 11,03% 62 62 63 62 63 63 64 63 64 64 65 65 65 65 65 65		1,190,622		
連結音通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ)) 8.16% 61 連結Tier1 比率((ト)/(ヲ)) 8.16% 61 連結Tier1 比率((ト)/(ヲ)) 11.03% 62 i i i i i i i i i i i i i i i i i i		58 790 617		60
連結音通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ)) 8.16% 61 連結Tier1 比率((ト)/(ヲ)) 11.03% 62 連結総自己資本比率((ト)/(ヲ)) 11.03% 62 連結総自己資本比率((ル)/(ヲ)) 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 14.19% 63 152,796 72 00 14.19% 63 152,796 72 00 14.19% 63 152,796 73 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 152,796 73 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 74 14 152 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(ア) 15.081 76 152 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(ア) 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 76 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 78 15.081 79 15.081 7		00,700,017		
連結だ i i i i i i i i i i i i i i i i i i i		8.16%		61
調整項目に係る参考事項(6) 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 74 経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 323,447 75 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7) 一般貸倒引当金の額 「長の表別では、一般資明引当金に係る下で2 資本算入上限額 のお格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 資本調達手段に係る解測では、零とする。) 適格旧下で1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧下で1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧下で2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧下で2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧下で2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧下で2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84				62
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 467,131 72 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 152,796 73 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 74 額 323,447 75 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7) 76 一般貸倒引当金の額 5,081 76 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 48,948 77 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 78 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格に可では、零とする。) 208,313 83 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 1,518,354 84		14.19%		63
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 152,796 73 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入 74 額 74 額 323,447 75 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入 額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及 びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 資本調達手段に係る解過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
 額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7) 一般貸倒引当金の額 5,081 76 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 208,313 83 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 		152,796		/3
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7) 一般貸倒引当金の額 5,081 76 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 48,948 77 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及 びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 208,313 83 適格旧Tier2 資本調達手段に係る資入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段に係る資入上限額 1,518,354 84		-		74
一般貸倒引当金の額 5,081 76 一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 48,948 77 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 78 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 3 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 208,313 83 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 1,518,354 84	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	323,447		75
- 般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額 77 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及 びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 8 合にあっては、零とする。) 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 208,313 83 64 旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及 びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38				
びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 1,518,354		48,948		//
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額 277,636 79 資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8) 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 208,313 83 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 1,518,354 84	びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場	-		78
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 208,313 83 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 188,706 85		077.600		70
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 1,874,825 82 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 208,313 83 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 188,706 85		277,036		18
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 188,706 85		1 874 825		82
額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 1,518,354 84 適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 189,706 85				
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した	額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
		1,518,354		84
徴(ヨ談徴か奇を下凹の場合にめつには、奇とする。)	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した 額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	168,706		85